

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(対馬森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 7 年 4 月	1 日
至	平成 3 2 年 3 月	3 1 日

(平成 2 9 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



# 第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(対馬森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 7 年 4 月 1 日  
至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(平成 2 9 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な路網整備を促進し、効率的な作業システムを構築するため、林道の開設計画を変更することとし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成29年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日） の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。



目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
④ 林道の開設及び改良の総量	1



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
本計画	<u>7</u>	<u>5,700</u>	<u>11</u>	<u>2,900</u>



# 第5次国有林野施業実施計画書

(対馬森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成27年4月	1日
至	平成32年3月	31日

(平成29年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な路網整備を促進し、効率的な作業システムを構築するため、林道の開設計画を変更することとし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成29年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日） の変更内容

- (1) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。



目 次

3 林道の整備に関する事項 ..... 1



3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
その他	開 設	下原山334林道	334	1,000	
		クルス林道	307、308	1,000	
		上見坂林道	335	650	
		北五郎林道	316	600	
		有明林道	344	450	
		豆殿龍良山324林道	324	800	
		西龍良林道西龍良支線	321	1,200	
その他	改 良	有明林道	343、344	500	舗装
		浅藻林道	327、330、331	500	舗装
		御岳林道	302、304	200	舗装
		北五郎林道	315、316	200	舗装
		大星林道	318	200	舗装
		有明林道343支線	343	200	舗装
		西龍良林道	321～325	200	舗装
		知首林道	340	200	舗装
		北五郎林道桧谷支線	315	200	舗装
		西龍良林道西龍良支線	321	100	舗装外
		知首山340林道	340	400	舗装外
計	開 設			5,700	7路線
	改 良			2,900	11箇所





